

農地法に基づく農地転用許可等に関する権限が

吉野ヶ里町に移譲されます

令和3年4月1日から農地法の許可等に関する佐賀県知事に属する事務の一部が吉野ヶ里町に移譲され吉野ヶ里町農業委員会が許可等の処理を行います。

なお、農地転用に関する相談窓口は、従来どおり吉野ヶ里町農業委員会となります。

記

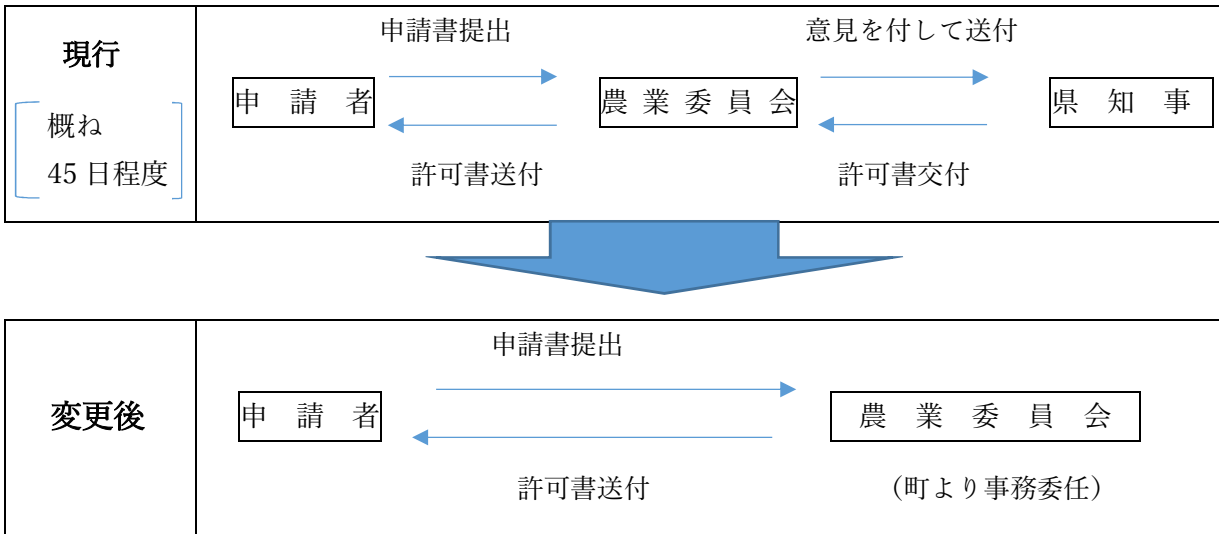
1. 農地転用許可事務の開始日

- ・令和3年4月1日

2. 移譲される権限

- ・農地転用許可（農地法第4条、第5条）（農地転用面積が4ヘクタール以下の場合）
- ・違反転用に対する処分及びそれに係る立入調査等（農地法第51条）
- ・農地の賃貸借の解約等許可（農地法第18条）

【参考】農地転用許可手続きの流れ



- 申請者から許可書発行までの期間が概ね25日間程度短縮の見込みです。
- 県開発行為、町の開発事前協議など他法令の許可を要する場合、3,000㎡を超え佐賀県農業委員会ネットワーク機構へ意見徴収を行う場合等は、別途期間を要します。
- 4haを超える転用については、今までどおり国と協議の上、県の許可になります。

問い合わせ先

産業振興課 農地係
(農業委員会事務局)
0952-37-0353 (直通)